

2020 年 5 月 21 日

当社による雇用安定助成金の不適切受給に関する件

株式会社ジャパンエクスプレス（社長：清水 進、本社：神戸市中央区、以下「当社」）が、2009 年 4 月から 2011 年 3 月までに受給していた「中小企業緊急雇用安定助成金」（以下「助成金」）に不適切な取扱いがあった可能性が高いことが、株式会社商船三井（社長：池田 潤一郎、本社：東京都港区、以下「MOL」）の調査により明らかになりましたので、下記の通り公表します。

記

1. 経緯

当社は、いわゆるリーマンショック後の経済不況に対応するべく、2009 年 4 月から 2011 年 3 月までの 2 年間（以下「申請期間」）について助成金を申請し、合計 86,071,145 円の助成金を受給しました。

しかしながら、当該助成金に関する内部通報があり、親会社の MOL により調査(*)がなされた結果、本来、受給申請することができない額の助成金を受給していたこと、及び、当時の当社経営陣の一部がこの事実を承知していた可能性が高いことが判明しました。当社は 5 月 11 日に、兵庫労働局に報告の上で謝罪しました。

(*) MOL では、社外弁護士も含めた調査チームを設置し、全容の解明、および、原因追及等について調査を進めました。

2. 調査結果

調査において、当社は、助成金の申請期間中、同社内で休業又は時短勤務（以下「休業等」）を実施することを内容とした計画を立てた上で、その後、実際に休業等が実施されたことを記載した出勤簿を添付し、助成金の申請を行いました。その中に、実際には休業等が実施されていないにもかかわらず、出勤簿の記載を調整して助成金を申請していたケースが含まれることが明らかになりました。

具体的には、「実際の勤怠状況を記録した出勤簿」とは別に、「助成金を申請するための出勤簿」が作成され、前者では実際は勤務したと記録されている一方で、

後者では休業等が実施され勤務はしていなかったと記載されており、両者の記載内容に食い違いが存在するケースがあることが判明したものです。当該申請期間中、実際に休業等が実施された例も確認できていますが、一部において休業等を実施していないにもかかわらず助成金を申請・受給している事例があったことは明らかであると認定されました。

3. 当社の対応

当局によれば、助成金の不正請求は、会計法第 30 条の適用により時効が定められており、本件は 2016 年に時効が成立しているため、処分は行わないとのことでした。しかしながら、当社は受領した助成金全額を厚生労働省に寄附によって返納する予定です。本件の原因追及に関する調査は、引き続き継続中であり、原因究明の上、再発防止策を策定、実施いたします。

この度は、雇用安定助成金制度の主旨を損ない、社会の皆様をはじめ、関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。弊社といたしましては、本件を深刻に受け止め、再発防止の策定、ガバナンスの強化に努めるとともに、全社一丸となって信頼回復を目指してまいります。

以上